

平成26年12月吉日

お客様各位



愛知県制限解除記念 建築基準法改正セミナー
- 「どうなる構造計算適合性判定制度」のご案内 -

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成26年6月4日に「建築基準法の一部を改正する法律」が公布され、平成26年12月10日に、その「政令」がパブリックコメントに記載されました。今回の改正は、構造計算適合性判定制度の大幅な変更となっております。

そこで、来る平成27年6月の法施行時に向けて申請者の皆様により早く、制度の概要、及び変更点をお知らせしたく、下記日程にてセミナーを実施いたします。

記

1. セミナー内容

平成27年6月1日施行予定の構造計算適合性判定制度の概要、及び変更点について、現在分かっている内容をできるだけ詳しくご説明いたします。

- ・ 申請者から適判機関への直接申請とは
- ・ 確認申請と適判申請のしくみ
- ・ 適判機関の国指定と都道府県委任の概要
- ・ ルート2物件の取り扱い（資格を持った主事等は適判対象外）
- ・ ルート1の適判対象外について
- ・ 判定員試験の再開と国家資格化
- ・ 改正法施行までのスケジュール

2. 日 時

第1回	平成27年1月13日（火）	15:00～16:30
第2回	平成27年1月15日（木）	15:00～16:30
第3回	平成27年1月20日（火）	15:00～16:30
第4回	平成27年1月22日（木）	15:00～16:30

※全4回共に同じセミナー内容です。

3. 場 所 (株) 建築構造センター愛知事務所 セミナー室
〒460-0008 名古屋市中区栄4-14-2 久屋パークビル7階
4. 受講料 無 料
5. 定 員 各回12名（先着順とさせていただきます。）

以上

お問い合わせ先

(株) 建築構造センター愛知事務所 (担当：泉)

T e l (0 5 2) 2 5 3 - 7 7 3 3 F a x (0 5 2) 2 6 1 - 3 0 0 3

(株) 建築構造センター愛知県制限解除記念
 建築基準法改正セミナー「どうなる構造計算適合性判定制度」 参加申込書

F a x : (0 5 2) 2 6 1 - 3 0 0 3	
貴社名	
ご住所	(〒 -)
ご連絡窓口	ご担当者様氏名 (フリガナ)
	部署／役職
	T e l
	F a x
	E - m a i l
参加者様氏名	(フリガナ)
	(フリガナ)
	(フリガナ)
	(フリガナ)

- ※ 後日、受講票をF a xにて送付させていただきます。
 (尚、定員に達した時点で送付は行いませんので、ご了承下さい。)
- ※ 当日は必ず受講票をお持ち下さい。